

事 務 連 絡
令和 4 年 10 月 25 日

公益社団法人 日本助産師会 御中

厚生労働省医政局看護課

「職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）」廃止について

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

職場における抗原定性検査キットを活用した検査の取組状況を把握するため、令和 3 年 7 月 6 日付事務連絡「職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）」において、「当面の間、事業者が、抗原簡易キットを購入する場合、購入個数について、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室宛てに報告を求めること」としていたところです。

今回、当該事務連絡を廃止することと致しましたので、貴会におかれましては、これを御了知いただくとともに、会員の皆様等に対し周知等の御協力を御願います。

[添付資料]

別添 1 「職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）」の廃止について

別添 2 職場ににおける積極的な検査等の実施について（報告依頼）

令和 3 年 7 月 6 日付事務連絡「職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）」の廃止について、所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いするものです。

事 務 連 絡

令和 4 年 10 月 21 日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

「職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）」の廃止について

平素より大変お世話になっております。

職場における抗原定性検査キットを活用した検査の取組状況を把握するため、令和 3 年 7 月 6 日付事務連絡「職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）」において、「当面の間、事業者が、抗原簡易キットを購入する場合、購入個数について、当室宛てに報告を求めること」としていたところです。

一方、令和 4 年 3 月 16 日（同年 7 月 30 日改正）付事務連絡「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」により、ハイリスク施設等以外の事業所においては、保健所等による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限を求めないこととしております。

また、抗原定性検査キットの O T C 化や、令和 4 年 9 月 12 日（同年 9 月 22 日改正）付事務連絡「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」において、「症状が軽いなど、自宅で速やかな療養開始を希望される方は、抗原定性検査キットでセルフチェック」する旨、お示したところです。

こうしたことを受け、本事務連絡を廃止し、あわせて令和 4 年 11 月末をもって以下の報告用フォームの運用を終了いたしますので、所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いいたします。

○報告用フォーム

<https://www13.webcas.net/form/pub/cas/form01>

【問合せ先】 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（総括班）

TEL: 03-6257-1309

令和3年6月25日付事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」において、事業者が、医薬品卸売販売業者に確認書を提出することで、抗原簡易キットを購入することができる旨お示したところですが、抗原簡易キットを活用した職場における検査の取組の現状を当室において把握する際の参考として、当面の間、事業者が、抗原簡易キットを購入する際、当室宛てに報告を求めることといたしますので、関係団体等への周知をお願いいたします。

事 務 連 絡

令和3年7月6日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）

平素より大変お世話になっております。

令和3年6月1日付け事務連絡「職場における積極的な検査等の実施について」において、職場における抗原簡易キット等を活用した検査の実施について、管内地方公共団体、関係団体等への周知をお願いするとともに、同月25日付け事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」では、事業者は、検査を管理する従業員がいることや連携医療機関の名称などについての確認書を医薬品卸売販売業者に提出し、抗原簡易キットを購入することができる旨お示したところです。

こうした中で、事業者における抗原簡易キットを活用した検査についての取組状況を把握し、今後の取組に活用するため、当面の間、事業者が、抗原簡易キットを購入する場合、購入個数等について、当室宛てに報告を求めることといたします（購入しない場合は報告不要です。）ので、以下の報告用リンクとともに、関係団体等への周知をお願いいたします。

なお、本報告は、抗原簡易キットを活用した職場における検査の取組の現状について、当室が現状把握を行う際の参考としてお願いするものであり、報告の有無は、抗原簡易キットの購入可否に影響を与えるものではありません。

○報告用リンク

<https://www13.webcas.net/form/pub/cas/form01>

（フォームの質問事項は6問で、回答にかかる時間は5分程度です。）

【問合せ先】 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）

担当者： 清水、山口 TEL：03－6257－1309